

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係 沖縄返還交渉（共同声明関係）復帰関連 国内措置（対内）(7)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43355

那必須是你的紅顏

1. 在日米軍電気通信料金問題
(郵政省電気通信監理官室 附 1)

1. 「行政協定の実施に伴う公衆放送の特例」(法)
「法律」(昭和 44 年 1 月 13 日国会資料)

1. 紛争料金に関する法制局との打合せ(昭和 44 年 10 月 3 日)
2. 参議院日米安全保障条約特別委員会の質
疑応答抜粋(参考)

在日米軍電氣通信料金問題

昭和四四年一月

郵政大臣官房電氣通信監理官室

在日米軍電気通信料金問題

I 概 要

在日米軍が使用している専用線設備のうち終戦処理費支弁で建設したものおよび安全保障諸費支弁で建設したものに関する電気通信料金問題の解決については昭和27年より日米間で折衝を行なつてきたが、日米行政協定（現在の地位協定）の解釈上の相違により、いまだに解決の見透しは得られていない。

本紛争料金は昭和42年度末で77.8億円になる。

II 紛争の発生およびその暫定措置

在日米軍の使用している電気通信施設のうち日本電信電話公社（以下「公社」という）に關係あるものは一般市内電話、市外電話および市内、市外専用線施設がある。

このなかで一般市内電話、市外電話使用料および公社の建設した（通信省時代を含む）市内市外専

用線については、米軍は日本の各省各庁なみの料金を支払つてきた。

しかし、専用施設には公社の建設したもののはか

(a) 日本の旧陸軍が所有していたもので、終戦後米軍が接収したもの。（戦利品、CEM=と称する）

(b) 米軍のドル支弁により建設したもの（ドルケーブルと称す）

(c) 終戦処理費により建設したもの（TOW=と称す）

(d) 安全保障諸費支弁により建設したもの（JGCPと称す）

がある。(a)(b)については日本側では米軍の管理権又は所有権を認め、料金請求は行なつておらずず問題は発生していないが、(c)(d)についてはその施設が公社財産となつてるので、公社では米軍に対し使用料を請求したのに対し米側では次のような理由でこれを拒否した。

(1) 即ち、昭和27年締結された行政協定第2条第1項および第25条第2項(a)（現在の地位協定第2条

第1項(a)および第24条第2項)により米軍は「施設および区域」と「これの運用に必要な設備、備品および定着物」の提供を受け、これを無償で使用することが日本国により認められている。終戦処理費および安全保障諸費支弁により建設された米軍専用の電話施設は、ここにいう「設備、備品および定着物」に当るものであり、「施設及び区域」の外にある米軍専用の電話施設についても当然無償で使用出来るというものである。

(2) これに対して日本側は、米軍の必要とするものは通信設備そのものではなく、行政協定第7条(現在の地位協定第7条)にいう「公共の役務」としての通信サービスであり、TOWおよびJGCPの電気通信設備は「公共の役務」としての「公衆電気通信サービス」を提供するための手段として設置されたもので「施設および区域」の運営に必要な設備、備品および定着物には含まれず既往の電気通信事業特別会計所属予算によるものはもちろん、TOW、JGCPの電気通信設備は、電気通信事

業を行なうものの財産であり、従つて、正規のサービス料金の支払を受けるべきであるという見解である。

(3) この問題は日米対立のまま、昭和27年から昭和33年にわたり日米合同委員会の特別分科委員会、動産分科委員会等にもちこまれ検討が行なわれたが、結論を得ることは出来なかつた。そのため、公社は暫定的に米軍との間にこれら紛争施設の取り扱いを個々の協定により取り極めて処理することを申し合せた。

即ち、終戦処理費支弁施設に対しては「電気通信に関する契約の基本協定」(昭和30年8月24日)により、又安全保障諸費支弁施設に対しては「米軍の都市地域よりの移転計画に基き提供された電気通信機器および設備に関する実施協定」(昭和30年10月24日)により取り極められ、ともに料金支払いについては公社は米軍に料金請求書は出さず、米軍は懸案の電気通信設備、機器の使用によって生ずるサービス料金は支払わないとするも

のであり、計算上では米軍未払い料金は昭和42年度末で終戦処理費支弁のものが約52.5億円、安全保障諸費支弁のものが約18.3億円合計で約77.8億円となつてゐる。

III その後の交渉経過

昭和34年、安全保障条約改定の機運が生じ新条約では、日本政府の防衛分担金が廃止され、在日米軍の電話料金を米ドル予算で支払わねばならなくなるに及んで、米側は「施設及び区域」の外にあるTOW および JGCP 施設を返還するかわりに、米軍の専用電話料率（当時は一般官庁と同様4,800通話分／月）については行政協定締結時の「岡崎—ラスク議事録」を根拠としてその減額を強く要求するに至つた。

同議事録によれば、ラスク氏の「…当方としては当分の間、警察以外の日本国政府の各省各庁が支払う最低料率を支払う用意がある。もつとも当方としては合衆国が相当期間にわたつて警察予

備隊が支払う料金よりも高率の料金を支払うべきであるとは考えておらず、従つて合同委員会にこの問題を慎重に検討し、かつ適当な勧告を与えるよう要請したい」というのに對し岡崎氏が同意していることから考えて、米軍はいつまでも高率な料金を支払うことになつていないと解すべきであろう。

これに対する日本側の意見は、同議事録は日米両者の主張を述べたに止まるものであり、同議事録において日本政府は單に合同委員会で検討することに(1)同意したものであつて米側のいゝ主張に同意したわけではない。なお、警察は現在特別料率(1,260通話分／月)を適用されているが、ラスク氏のいゝ警察予備隊は当時は警察料率であつたが、その後保安隊、自衛隊と変わり現在は一般官庁並みの料金を課されている。更に凡そ共同防衛のため一国に駐留する軍隊は諸外国の例に徴しても通常受入れ国の軍隊と同一の料率を受けていふと考えられる。

従つて、日本政府としては在日米軍に自衛隊とは別個の待遇を与えることは困難であるとして日米間

で見解が対立している。

2 その後昭和34年12月30日付でマッカーサー大使より藤山外相宛書簡が送られた。

即ち、

「現行、行政協定で日米間に次のような係争事項がある。それは、(1)三公社が政府機関か、非政府機関かということ。(2)在日米軍の動産使用料の支払い。(3)市外専用電話施設の使用料率。の3つである。

この3つは個々に取り上げるべきものではなく、3つを一括して解決することを望む。

(1) 日本に対しては、米国は法律的に疑問をもつが、3件を一括解決するという条件付きで、三公社は非政府機関であるという、日本の見解を受け入れる。

(2) 米軍が「施設および区域」外で使用している私有動産について、日本政府と補償の取り極めをすることに同意する。

(3) 米国は終戦処理費又は安全保障諸費支弁の市

外専用電話施設で、米国の「施設および区域」外のものを日本に返還する用意がある。この返還施設を含めて、市外専用電話の使用料率を警察並みとすること。

また、今迄の未払料金は、専用線の過払料金と帳消しにすること。

といふものである。

これに対して郵政省は部内で検討の結果、市外専用電話施設の使用料率に関する米側提案は受け入れ難いものである旨、岩田監理官より外務省の森アメリカ局長に対し昭和35年1月中旬口頭申し入れを行なった。

3 昭和38年4月1日 電話専用料金制度改正による専用料金の減額に伴い、日本側としてはこの機会に出来うれば本料金問題の解決を計るよう考えて、米側と非公式に話し合つたが、米側は3件一括解決案を主張し、解決の見透しは得られなかつた。

4 昭和39年1月23日 外務省に於て日本側(外)

務省、郵政省)と米側(米国大使館、在日米軍司令部)と交渉をもち、日本側としてはこのまま推移することは紛争金額のみ累増し解決が益々困難となることを考慮し、次の提案を行なつた。

(1) 昭和38年4月1日以前の未払金(60億円)
については切離し別途解決をはかる。

(2) TOW、JGCP施設の使用料は昭和38年4月
1日以降新料率により支払うこと。

(3) 米軍専用の私設マイクロ回線の設置により米軍支払金額は減少しているので、TOW、JGCP施設の使用料を支払つても現行支払い額を著しく超過することがないと考える。なお、若干超過する分がでた場合には適当な処置を構ずる用意がある。

これに対し米側ではさきのマッカーサー大使提案の3件一括解決案を主張している。

5 現在この問題は外交交渉により折衝が継続されてきている。最近までの交渉によると、米側は当初この施設は日本政府が無償で提供すべきであ

るという基本的立場について、日本側に歩みよりをみせ少なくとも今後のものについては料金を支払うというところまでできているが、過去の料金の支払と今後の料金の料率について見解が一致していない。

IV 参考資料

(1) 専用電話料金

種 別	料 率	旧 料 率	38年4月1日 以降の改正料率
一般料金	6,000	通話分 / 月	3,600 通話分 / 月
官 庁	4,800	"	3,600 "
警察および消防	1,590	"	1,260 "
新聞関係	1,800	"	1,800 "

(2) 米軍が駐留する諸外国における電話専用料金

(在日米軍が外務省に提出した資料)

国名 100km当り 記事

フランス 11,020.40ドル 帯域距離制による

×ギリシャ 8,800.- 1ヶ月2,000通話分
(7,200.-) (1ヶ月4,800 ")

日本 5,400.- 1ヶ月3,600 " "

イタリー 6,482.- 1ヶ月2,250通話分

ドイツ 5,142.90 直線距離による

トルコ 4,020.- "

ベルギー 3,360.- "

アメリカ 2,160.- "

イギリス 1,974.- "

×ノルウェー 1,118.90 "

×オランダ 741.70 "

(注) ×印は軍隊に低料率を適用している。

(3) 終戦処理費、安全保証譲渡支弁の通信施設利用料金

種別	年度	(単位 億円)															
		27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42
終戦処理費	0.8	2.3	3.8	5.0	5.2	6.7	5.3	4.4	4.3	4.0	4.0	3.3	2.9	2.5	2.5	2.5	5.9.5
安保譲費	-	-	0.3	1.2	5.2	3.4	0.9	0.7	0.9	0.9	1.0	1.0	0.7	0.7	0.7	0.7	1.8.3
合計	0.8	2.3	4.1	6.2	10.1	6.2	5.1	5.2	4.9	4.9	4.3	3.6	3.3	3.2	3.2	3.2	7.7.8
累計	0.8	3.1	7.2	13.4	23.8	33.9	40.1	45.2	50.4	55.3	60.2	45.6	38.1	37.4	47.4	67.7.8	

(4) 米軍専用料金額の推移

種別	年度	(単位 億円)															
		27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42
米軍専用電話料金額	58.649.442.238.51.91	12.0	15.7	16.3	17.0	15.4	15.7	13.2	14.7	14.4	14.1	13.5	13.6	13.6	13.6	13.6	13.6

(注) 昭和35年10月、日本政府が在日米軍に対し、私設マイクロ回線の設置を認めしたこと(昭和38年末完成)により、昭和39年以降一般専用線の使用料が大幅に減少している。

(5) 関連協定

ア 地位協定第2条第1項(a)

合衆国は、相互協力及び安全保障条約第6条の規定に基づき、日本国内の施設及び区域の使用を許される。個々の施設及び区域に関する協定は、第25条に定める合同委員会を通じて両政府が締結しなければならない。「施設及び区域」には、当該施設及び区域の運営に必要な現存の設備、備品及び定着物を含む。

イ 地位協定 第7条

合衆国軍隊は、日本国政府の各省その他の機関に当該時に適用されている条件よりも不利でない条件で、日本国政府が有し、管理し、又は規制するすべての公益事業及び公共の役務を利用することができ、並びにその利用における優先権を享有するものとする。

ウ 地位協定 第24条第2項

日本国は、第2条及び第3条に定めるすべての施設及び区域並びに線路権（飛行場及び港に

おける施設及び区域のように共同に使用される施設及び区域を含む。）をこの協定の存続期間中合衆国に負担をかけないで提供し、かつ、相当の場合には、施設及び区域並びに路線権の所有者及び提供者に補償を行なうことが合意される。

行政協定の実施に伴う公銀法等の特例に関する法律
ニシイのナミ同会資料

「行政協定の実施に伴う公衆法等の特例に関する法律」
についての第十二回国会資料

特別公衆法

目次

一、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く

行政協定等の実施に伴う公衆電気通信法等の特例に関する法律

二、提案理由説明（佐藤電気通信大臣）

三、逐条説明（山下電気通信監）

四、質疑応答

一頁
五頁
九頁
三頁

一、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政

協定等の実施に伴う公衆電気通信法等の特例に関する法律

制定 昭和二十七年四月二十八日 法律第百七号
改正 昭和二十八年七月三十一日 法律第九十八号
昭和二十九年六月十一日 法律第七十六号

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律をここに公布する。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定等の実施に伴う公衆電気通信法等の特例に関する法律

第一条 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第一條の目的を遂行するためアメリカ合衆国の軍隊の用に供する電信及び電話に関する料金は、公衆電気通信法（昭和二十八年法律第九十七号）の規定にかかるわらず、日本国とアメリカ合

衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の定めるところによる。

第二条 電話設備費負担臨時措置法（昭和二十六年法律第二百二十五号）の規定は、

アメリカ合衆国の軍隊の加入申込又は権内交換設備、内線電話機、附屬電話機若

しくは専用設備の端末機器その他端末の設備には、適用しない。

第三条　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第一条の目的を遂行するためアメリカ合衆国の軍隊が設置する有線電気通信設備については、有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）の規定にかわらず、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の定めるところによる。

第四条　第一条の規定は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第一條に規定する国際連合の軍隊（以下単に「国際連合の軍隊」という。）の用に供する電信及び電話に関する料金に準用する。この場合において、「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定」とあるのは、「日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定」と読み替えるものとする。

2　第一條の規定は、国際連合の軍隊の加入申込又は構内交換設備、内線電話機、附属電話機若しくは専用設備の端末機器その他端末の設備に準用する。

3　第三条の規定は、国際連合の軍隊が設置する有線電気通信設備に準用する。

4　第一項後段の規定は前項の場合に準用する。

附 則（ハ抄）

1　この法律は日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の効力発生の日から施行する。

附 則（昭和二十九年七月三十一日 法律第九十八号）

この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

附 則（昭和二十九年六月十一日 法律第一百七十六号）

この法律は、公布の日から施行し、第四条第一項及び第二項に係る部分は、昭和二十七年四月二十八日から、同条第三項及び第四項に係る部分は、昭和二十八年八月一日から適用する。

二、提案理由説明（昭和二十七年四月四日、第十五回衆議院電気通信委員会）

○佐藤国務大臣

ただいま上程されました日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律案につきまして、提案の理由を御説明いたします。

現在連合軍に対する電気通信サービスは、スキヤップイン一二九九号によつて提供されておりますが、講和条約発効後におきましては行政協定第七条により提供されることとなり、それに対する料金は、当然電信電話料金法の定めるところによることになるわけであります。しかしながら連合軍に提供している電気通信サービスのうちには、国内で一般的に認められないもの、及び国内のサービスに類似していながら扱いの条件等が異なるものが多く、従つてその料金は国内料金とは別個に定めなければ徵収できないこととなり、また国内サービスと同種のものであつても、料金徵収事務の関係等から国内料金と別個の料金体系とする必要がありますので、

電信電話料金法の適用を全面的に排除し、行政協定に基くとりきめによつてこれらの料金を定めることとしたのであります。

次に、昨年七月以降電話設備費負担臨時措置法によりまして、加入電話や増設電話機などの新設に際しましては、その設備資金に充てるため臨時措置として加入申込者に設備費を負担させておりますが、特に国の機関に対しましては、この設備費を負担させないこととしておりますので、駐留軍に対しましても、行政協定第七条の国の機関に対する条件よりも不利でない条件でサービスを提供する趣旨に基きまして、国の機関と同様に電話設備費負担臨時措置法の特例を設けることとしたしました。

次に、連合軍に対する市外専用電話の料金は、現在一般の専用料金を適用しております。駐留軍に対しましても、同様の取扱いをしたいと考えておりますが、行政協定に関する打合せに際しまして米国側は、駐留軍に対する市外専用電話の料金については、国家地方警察並の取扱いは、警察電話の通信省への統合に関する特殊事情を納得し、あえて要求しないが、警察予備隊並の取扱いを要求する旨述べております。

現在警察予備隊は、警察事務を行ひものとして、国警、自治警等と同等の取扱いを受けておりますが、これは料金法中に警察事務として表現したことに基いた便宜処理でありますから、との際、米国側の要求の次第もありますので、警察電話関係移管当時の事情もあわせ考えまして、料金法中、官庁等専用の料率の適用範囲を施設移管を受けた国警、自治警及び消防関係に限ることとし、警察予備隊その他は一般専用の料金によることとしたしました。

次に、連合軍以外の外国人がなす市外通話に対しましては、スキヤツブインによるF・L通話、すなわち外国語通話として特別の料金を課し、かつ最優先で取扱つておりますが、講和条約発効後におきましては、最優先の取扱いは廃止することとし、英語による取扱いは便宜上存続することとしたとして、その料金につきましては、必要な経費を一般的の市外通話料に加算して徴収することとしたのであります。

以上が本法案の大体の内容でありますか、何とぞ慎重御審議の上、御賛成あらんことをお願い申し上げます。

- 8 -

卷之三

中華書局影印
新編全蜀王集

卷之三

して、駐留軍の使用いたします施設及び区域内におきましては、電信法を適用されるものと、かように解釈いたしております。即ち駐留軍が施設区域内におきまして当省の航空電気通信形体を利用いたします場合は、当然電信法に基きましたサービスとして利用してもらひ、又施設区域内で駐留軍がその専用のために施設するのも電信法第二条による施設設備に該当するものとみなしまして、これが取扱に必要な措置は省令で定めるつもりでございます。

法案の第一条は只今大臣の御説明にもございましたように、原則といたしまし

スを提供するわけでござりますが、今までの占領下の経験から見ますといふと、それ以外の国内法に、料金法上規定されておるところのサービス以外のサービス

も要求されるということが考えられるわけでございます。従いましてそういう場合に法的根拠を求めておきたいに第一條の御決定を願いたいと、かような次第でございます。

それから第二條の負担金の間は、これは日本の政府機関に対しては、この課せないことに負担法にも相成つておりますから、軍のほうにも行政協定の第七条にございますように、日本國の政府機関よりも不利でない条件でサービスを受ける権利を持つておりますために、これは負担法は適用の除外にしようと、かようないたしておるわけでございます。なお又連合軍が現在使用しております、講和発効後駐留軍が使用いたしますのでございましようところの、市外線の専用料は現在も二百通話と申します。一般的の料金を課しておるのでございます。講和発効後駐留軍が使用いたしますのでございましようところの、市外線ところが一方警察、消防、その他におきまして、それよりも安い専用料で提供しておるものもございますので、この際警察、消防電話が旧遞信省に移管になりましたときのその時代の事情に鑑みまして、これを截然と二つに分けて考えましたものでございます。即ち現在の料金法では警察事務という見出しに相成つており

まするが、警察事務というところに非常にほつきりしない点がございますから、これを国家地方警察及び自治体警察、消防関係、この点にはほつきり限定いたしまして、その他は一般的市外専用並に取扱うということをこの際はほつきりいたしましたわけでございます。

次に外国電話の件でございますが、これは現在も外国語で通話するというものに対しましては、特殊の取扱をいたしておるのでございますが、これが余りに取扱が特殊過ぎる、この点は駐留軍の用に直接関係あることでは実はございませんで、英語によりますところの電話の申込及び電話の通話というものに対しまして、一般的にこの際必ずしも外国人ばかりでなく、日本人でもこれが取扱に均等し得るようになります、そうして在来は特別の取扱及び料金をとつておりましたが、今度は英語によりますところの通話に対しましては、普通通話料に相当するところの額を徴収して、そして通話の取扱の階級は普通通話でも至急通話でも、或いは特別至急通話でも取扱うようにしよう、ただその場合にどの通話の場合におきましても英語通話に關係するところの料金を附加して、取扱は一切の国内通話と

同様に取扱う、かような観点にしてこの法律を組立てておるわけでござります。

四、質疑応答

(衆議院、電通委員会)

○山下(知) 政府委員

ただいま適用の範囲は、電信法第二条の事業としてはこれを認める、しかしそれに対する必要な規定ははつきりさせなければならない、その規定は今後行政協定の内容によりまして考慮しなければならぬと考えております。

○橋本(登)委員

今関連して椎熊委員からも質問がありましたが、演習などで線をばらばらとひつぱつて行くような問題は、行政協定の中にある程度の幅をきめられるだろうと思うのですが、そうではなくて、やもすれば基地外に、近距離の場合において、特に軍が必要であるという理由で、専用電信なり、専用電話を延長せしめるようなきらいがありはしないか、そういう場合にあくまで国内法の適用という建前からしてそういう必要がある場合は、これをきめるのはよいのですが、そういう場合には駐留軍はかつてにできるかどうか、日本政府の了承を得て行うべきやないか、この点はどうですか。

○山下(知)政府委員

やはり日本政府の了承を得なければならぬと解釈しております。

○橋本(登)委員

最後に、時間もありませんから簡単に質問をしておきますが、この法文の中の第一条に「行政協定の定めるところによる。」ということでもつて料金問題をきめて

○山下(知)政府委員

おるのですが、その行政協定の中には、実は料金の問題は書いてはないのであります。従つて行政協定という意味は、広くその意味を言つたのであって、厳格に言えば行政協定並びにそのとりきめによるという意味だろうと思うのですが、その点この条文の意味の御明確な解釈を願いたいと思います。

○山下(知)政府委員

行政協定の第七条によりまして、電気通信事業のサービスをいたすように相なっております。これは条文にもありますように、現政府機関よりも不利でない条件でサービスをする、かように相なつております。サービスをいたしますが、そのサービスの内容に多種多様あることを想定いたしておるわけでござります。現状から見まして、多種多様のサービスの必要があろうかと思うのであります。国内法で規定のありますものは、これはもちろん国内法に準拠していたしますが、国内法で規定されていないサービスをする場合におきまして、そのサービスの種類及びそのサービスの種類に関連しますところの料金を、行政協定の細目のとりきめによつてきめたい、かよな趣意のものでございます。

○佐藤國務大臣

今の椎熊委員のお話ですが、第七条の前段には、「日本国政府の各省各庁に当時に適用されている条件よりも不利でない条件で、」という条件が実は入つてゐるわけであります。従いまして今御指摘になりまし、ところの優先的な使用なり、あるいは役務を利用する権利というものは、この条件でやることでござりますので、日本政府の各省各庁が今使つておられますその条件と同様のものだと一応考え方を得ないのでないか、かように考えておるのであります。

○佐藤國務大臣

別に椎熊委員と議論するつもりもありませんが、ただ不利でない条件というのを最少限度の不利でない、こういう解釈で、どれだけ有利であるかわからないのだ、こういう御議論をなすつていらつしやいますが、これはちょうど数字の以上、以下の同等のつもりでこれを処理して参るわけであります。従いましてこの点におきましては、どうのような問題と同じなんでございまして、私どもが扱います場合においては、(C) 同等のつもりでこれを処理して参るわけであります。従いましてこの点におきましては、皆様方の積極的な御支援はぜひともお願ひしなければならないと、かように考えまするが、非常に広い範囲という意味の、言葉だけの解釈に私は賛成しかねるものであります。これは法文の書き方としてこういう書き方にならざるを得なかつたのだと思います。

○山下（知）政府委員

前会駐留軍の使用いたしました施設及び区域内における電信法の適用の点につきまして御質問がございましたが、これに對しまくる人の答弁をはつきりさせておきたいと思います。当省いたしましては、施設及び区域内に對しまして電信法の適用はされるものと解しております。すなわち駐留軍が施設及び区域内におきまして、当省の公衆通信系を利用いたします場合には、当然電信法によつてサービスを提供するものでございます。また施設及び区域内で駐留軍がその専用のために施設をするものでも、これは電信法第二条にあります私設設備に該当するものとみなしますのであります。これら取扱いに必要な措置は、省令で別途規定する考え方でございます。

○山下（知）政府委員

御説の通りに提案しております法律の主たる目的は第七条でございます。私は第六条は航空関係と解釈いたしまして、航空関係の中にあります通信関係の分だけはこれにはまるだらうと解釈しております。その他におきまして、第三条に施

設及び区域内において、権利、権力、機能という文字が使われておりますが、これが電信法との範囲において関連するかということが、私どもの今の研究の主点になつておるのでございます。われわれは主として第七条を中心と考えておるわけでございます。

○山下（知）政府委員

駐留軍に今後サービスいたすサービスの内容が、全部国内法に規定せられておりますところの料金法によるサービスと一致いたしますならば、今回提案の法律の第一条というものは、その用をなさないわけありますが、過去の実績から見まして、なおかつ先方の意向を当つてみますと、国内法に定めのないところのサービスの一定程度の要求があると見られるのでございます。この場合にそのサービスによるところの料金をはつきりさせておかなければならぬ。こういう意味からいたしまして、ただいま提案いたしております法律をつくつたわけでございます。

○松井（政）委員

そうすると今度はこれに関連してお伺いしますが、この特例で行きますと、従来の警察予備隊の通話料金と、今回の特例に基く警察予備隊の通話料金とに変動が起きるか起きないか、起きるとすればどのような形で起つて来るか、これを明らかにしていただきたい。

○山下（知）政府委員

除來料金法に警察事務という言葉で表わしておりましたために、非常に解釈上齟齬を来します。従つてこのたび国警及び自治警、消防というものをはつきりしまして、その分だけは在来の五十三通話、その他は二百通話、かようにはつきりさせていただきます。

(参議院、電通委員会)

○政府委員(山下知二郎君)

無線中継の中で、超短波無線中継の一部は、施設に指定されたものもござります。現にまだ施設の指定が進行中でございまして、この前にも申上げましたよう、内東以北しかきまつておらないのでございます。そういう施設に指定されましたものは、これはこの前も申上げましたような範圍におきまして先方が使うわけでございますが、その場合、それに対する料金というものは、これは又別途しておる、今の占領軍が専用しておりますものを施設にするということはあり得ると考えております。

○水橋藤作君

先だっての委員会で大体質問いたしましてあらかじめ解したのですが、もう一点お伺いしたいことは、この法案が完全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴つて料金の改訂されることは了解いたしますが、併しこの特例によつて料金の改訂をなされるか、又法案として料金の改訂法案をお出しになるかということが相当問題だらうと思うのですが、そこでこの特例によつて法案を出されたその理由を説明願いたい。

○政府委員(山下知一郎君)

現在進駐軍に提供いたしておりますサービスは、国内で提供いたしておりますサービスと同様なものもございますが、又国内では全然提供していないようなサービスが相当あるのでございます。従いまして進駐軍と言つておるのが駐留軍に切替えられますその瞬間に、そういうサービスというものは到底打切ることはできない。名前が変つてもやはりあらゆる軍の機関というものはそのまま存続する。そうすればその通信サービス関係といふものはやはりそのまま引き継いで行かなければならん、かようにも見ております。従いまして現在提供いたしております

国内法に規定のないようなサービスというものをやはり対象に考えまして、ここに何らかのサービスのできる法的根拠を得なければならん。そこでこの特例による法律を出しましたものでございまして、これは将来とも日本国内で同様なサービスが提供できるようなものが、殆んどそういうものでありますならば、場合によりましては電信電話料金法の改正といふことで全体的に直すといふことも考えられますけれども、いわゆる駐留軍が駐留する間だけ提供しようといふサービスでございますから、ここでこの法律によりましてそういう特例をお認め願つて、先方と何らサービスの支障のないような方法に進めて行きたい、かような観点からこの法律を出しているわけでございます。

給事料金に関する法制局との打合せについて

昭和4年10月3日
法制局
郵政省
社
浜田次郎部長、新村義之宣神
柏木豊理監督、舟木副監督
武田浩蔵部長、吉村特務部長
中山至親局長、官松財産課長

法制局との打合せにおける主要質疑事項はつきのとおりである。

1. 特例法の解釈について

(1) 今度の解決案は、TOWMについては、保守と要した実費相当額と、又、TGCPIについては、サービス提供に関する公社が実際負担した実費と以此ぞ此料金とある特別、サービスとするもので、これは公衆法等の特例法に基づくものである旨法制局に説明した。

(2) 法制局より、公衆法等の特例法において、「日本國」が3ヶ月以内に合衆國、軍隊用に供する電信及び電話に関する料金は、公衆電気通信法の規定にかかるらず、一概に同様の規定による旨規定されており、料金が凡て公衆法の適用除外としているに考えらるが、この特例法に基いて、公衆法に規定していないようすが特別のサービスを制定するにあがめ来るのかという質問があつた。

(3) これまでには、昭和27年4月、特例法を制定する時、国審議において、米軍に対しては、國外一般に提供していながらサービスを提供する場合もあること考えらる、そのサービスの種類及び料金と行政協定（現在の地位協定）の足めるところによつてこれをとどめし、その場合の法的根柢を求めてかたわら、提供建設省府答弁がおこなわれている。

まことに、一般的に電気通信設備、料金はどのよう、提供される

通信役務の種類、貲等。提供条件を想定して決定されるべきであるから、その料金と公衆法の規定にかかるべきものとのことは、即ち、その電気通信役務の制度、提供条件についても公衆法の規定にかかるべきものとする旨説明した。

2. 解決案と専用料金との関係について

(1) 今度の解決案は、保守費相当額を料金とする特別のサービスといつていいが、実態としては、専用と同じ形態で使用されるよりで、この料金も専用料金の範圍ゅうにはいるではないかと貨向がある。

(2) これまでには、今度の解決案は、① TOW, TGC P はいずれも政府資金で建設されたもので、②これから建設は、最近、米軍私設マイル回線に代替されており系統的なサービスと考える必要はないことをよび^③ TOW では、現在まで米軍負担で障害修理等を実施してきている状態にあることなどから、一般的専用サービスの内容と異なつたりである。これを考慮して、公衆法等の特例法に基づき、特別な制度として提供し特別の料金を課すことを内容とするものである。

従って、この特例法に基づく特別の料金は、一般専用線を使用する場合の料金とは關係ないものである旨説明した。

3. 解決案が地位協定第4条の立場にあることについて

(1) 今度の解決案は、保守費相当額を料金とするといつても、

保守実費しか課金しないことは、保守受託と同じことで
「、これは地位協定第2条の立場によるのではないから」との意向
があつた。

(2) これについては、TOW, TSCPの所有権は公社にあり、
これらは、日米合同委員会において地位協定第2条に「施設
および区域」運営に必要な設備、備品及び「足着物」として指定さ
れていないものではない。従つて、地位協定第2条に指定さ
れていない公社の設備を米軍が使用する場合は、当然、地位協
定第2条にいう公共の役務を利用することになるものである
が、仮に、料金が保守実費相当額と一致するとしてもこれと
も、て保守受託（地位協定第2条の立場）と云ふことはいえな
い旨説明した。

4. 施設および区域」内の問題について

(1) 解決案は、「施設および区域外の紛争料金の問題について」でち
るが、施設および区域内については問題があるのかといふ質問
があつた。

(2) これについては、施設および区域内のTOW, TSCPは、
米軍所有的自営設備でないが、特殊性にからむかず特殊のサービ
スレし、サービスの複合に応じて相当の料金を支払っていろ
う問題は生じていない旨説明した。

衆議院日本安全保障条約等特別委員会の質疑
応答抜粋

一在日米軍との間の紛争料金一

○ 紛争の本質、理由の質問に対する

日本側は「行政協定が7年により有償」
米側は「.. 決算等により無償」 } 主張

○ 40億円の電話料金 紛争

日本側が7年の主張:

公益的もの、子た公的の役務提供
であるから当然米軍が支払うべきだ

米側の主張:

米軍に付ける施設、区域内の足着物
や施設、設備、備品であるから当然無償

才7年で、若者各所並びに電話料金が計算
され約40億円の承認を得る (35.5.2 34回)

28年以降35年迄の予算

2
料金適用の問題

日露寧が使つた料金は一様低く

他の官庁の料金は露寧より相当高くなる

と云ふことで双方対立

内訳:	
27年度分	8,000万円
28 "	3億1,000万円
29 "	7,200万円
30 "	134,000万円
31 "	238,000万円
32 "	339,000万円
33 "	401,000万円
34 "	452,000万円

○ 50億4,000万 35年度末

43年度末 紛争料金累計 81億円

日本側の計算による

○ 紛争先端

料金問題の日米間の協定式の持ち方

左中右の口頭和説和勧告直後

○ 米側の見解が“たた” わが方の50億と高い
(36.4.21 38回 3.会)

○ 会計検査院の見解

行政協定の条項がものとの解釈によるもの

題があり、日本側が確定的の債務である

かじりきりと云ふ事が日本より多くなった

需要公社に処理の促進方を要望した

○ 魚谷安保課長の解決策案の筋と要請

3

- a. 初回は安保6条に基づき軍事施設を提供
使用を許す
- b. その6条に基づき、新規の地位協定2条、
頃合いより使用許す。
- c. 以降は電話料金、安全保障処理費で213
元た施設の使用
- d. 合同委員会と日米双方の意見が対立したため
分科委員会で審議（合同委の下部組織）
同窓会結論が出た。その後安保改訂した。
- e. 安保改訂後の新地位協定の発効など。
この議定書、合意書や事務記録に特に書き入れて今
後もし旅証するときに役立つ。
- f. 犯側の見解
2ついう特殊な条件のもとに提供され
施設を認めながら、一般専用同様料金を支払
うのは妥当である。これは定着物だ。或は
施設の一部であるとの見解

GA-6

外務省

4.

- 安川アリカ高長の潔、決算書の合意要請
(40.3.30 48国会)
- a. 犯側の答弁書
赤側はやはり歩み寄りを見せ、少なからずも今後
のものについては料金をめらべ、いつか23年
へ承下
- b. 今後の問題
依然として過去の分をどうするのかの問題。
将来払うべきものと料金の料率をどうするか
2つ二点、ついで合意を見つめる。
- 76億米収入の郵便公社に対する政府の
取扱い問題 (43.4.10 58国会)
- 森中洋義委員（社会）の郵便公社の被害者
を何時立放つのかについて、外務省がた
てがえ私のせり、一介葉にこういう過然とか
けむけじやあら、----との発言に対し
木村国務大臣は、政府内部で今後の旅
証を約す

GA-6

外務省

終戦処理費 (TOW)
安保請費 (JACP)

米側の立場

- ・ 米側は、各種請求取扱問題を一括合同委員会を通じ交渉から外交交渉へ移行せしめ、昭和34年12月在京大使館にて行政協定下に3つ以上の他の請求取扱問題について解決するものとの算定を行つて来た。

・ 諸料金について

- (1) 過去の債権、債務は一切帳消しとする (米軍一般官房並叶の料金を他の同様につれて支払つべきが、地位協定第7条の規定に基づき、一般官房料金の1/3の警察並叶の料金を支払えば充分であり、日本側に超過払があり、その分子並倒債権に該当するの参入に立つて)。

外務省

○ 斎藤内閣(社)の協定を改正しては、この賃金は
交付する東郷商長の回答 (43.4.10 58.9.会)

(1) 地位協定27条は、協定の改正といふ
事項がある。
このうち、13か月の後、いつでもその改正
を要請することができる。とある。
明るかに相対立し少々入り合意はない
が、各項が同じ協定の中にあつてはいた
が、当然改正すべきではないか。

(答) 協定の27条と24条が抵触していると
いうよりは、協定上の施設、区域の運
送物が、部品が、その運送の運用上の
問題であるとわれわれには考へるが、
協定の改訂が必要であるとは参考で
ある。

(1) 特殊の名前をつけ、予算には開保石

○ 公社は赤収金の扱いをいいなし、紛争料金 (小林3.8.総大臣答第 43.5.9 58回9.会)

GA-6

外務省

(2) 今後は、紛争施設及び一般電話料金
への監察料金を適用の支払ひを止め。

この電子文書を提示願いた。

ゆがみの立場

・ 航側に葉に付し、右の後39年1月当る。

(1) 過去の累積債務は一応切高12ヶ月上げ
る(当時約60億円とおもへた)。

(2) 累積額の増加を防止するため、航側は38年
4月1日以後の料金を一般官庁並の料金に改

めること。

この葉と航側に提示したが、右記葉に付し、航
側が3今日まで回答は行なはずである。